

焼津市立大富中学校いじめ防止基本方針

【PTA・地域との連携】

【信頼関係の構築】

- ・いじめを把握した場合、速やかに保護者に報告し連携を図る。
- ・学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。また、保護者や地域の方と連絡協議の場をもつなどして積極的に連携する。

【校内研修等】【実践力の向上】

- ・いじめ問題に関する実践的な研修を行う。（SC、SSW による事例研究やカウンセリング研修、夏季休業中の外部講師による研修）
- ・研修部の推進する授業改善、学習部の学習規律指導により相手を尊重しながら学び場を構築する。

【目指す生徒像】

愛 ありがとうを実感・表現できる生徒

【いじめ対策委員会】 <<目的>>いじめ問題に組織的に取り組むことを目的とする。（常設）

【構成】管理職、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、SC、SSW

- ・ 事案や状況に応じて、柔軟に構成員を変更する。
- ・ 取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取り組みの改善を図る。

【生徒指導体制】【いじめは、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうるとの前提のもと、一部の教職員で抱え込むことがないよう、組織で対応する。】

【学校を挙げた対応】校長のリーダーシップのもと、教職員の役割分担や責任の明確化を図り、密接な情報交換による共通認識のもと、全教職員が一致協力して指導にあたる。また、必要に応じて心理・福祉の専門家を交えケース会議を開催し、対応する。

【関係機関等】

【情報共有・協力・支援】

- ・ 焼津市教育委員会
- ・ 焼津市こ家セン、中央児相
- ・ 焼津市青少年相談センター
- ・ 焼津市チャレンジ教室
- ・ 焼津警察署、焼津市立病院等

【教育相談体制】

【いつでも、どこでも、誰とでも】

- ・ 日常的な相談
- ・ 相談期間の設定による相談（学級担任、担任以外誰とでも）
- ・ SC や心の教室相談員への相談（予約・随時両面での対応）
- ・ 学校外相談機関の積極的な周知

【未然防止の在り方】

【いじめが起こりにくい雰囲気作り】

- ① 学級経営の充実
 - ・ 教師の受容的、共感的な態度
 - ・ よさが発揮され互いを認め合う集団
- ② 生徒指導の機能が生きる授業
 - ・ 自己決定、共感的人間関係を育てていく授業づくり
 - ・ 楽しくわかる授業、学び合いの授業
- ③ 主体的に問題を考える場の設定
 - ・ 道徳で多様な考えを知る、認める。
 - ・ 特別活動、縦割り集団の活用。

【早期発見の在り方】

【信頼関係の構築・的確な実態把握】

- ① 教職員による観察、情報交換と共有
 - ・ 日常生活の中で生徒理解を深める
 - ・ 友人関係、生活、問題行動、発達障害等の情報交換と共有
- ② アンケート等による定期的な把握
 - ・ 年9回のアンケート実施
 - ・ 生活ノートの活用
 - ・ 保健室、相談室の情報の活用
- ③ 教育相談体制の整備
 - ・ 保護者の悩みも積極的に受け止める

【早期対応の在り方】

【素早さと正確性のある対応】

- ① 全体像の把握と対応方針や指導計画と役割分担を決める。
 - ・ 解決に向けた支援と指導の実施（被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒への指導、保護者への対応）
- ② 関係機関との連携
 - ・ 必要に応じてケース会議を開き、連携した指導の実施

【継続支援の在り方】

【再発防止のための見届け】

- ① 保護者との連携による経過観察
 - ・ 学校での様子を連絡
- ② 該当生徒とその後の様子の確認
 - ・ 年9回のアンケート実施
 - ・ 教員による見守りや声掛け
 - ・ 毎日の健康観察アンケート実施
- ③ 関係機関との連携

【重大事態】「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、事実確認の結果を直ちに焼津市教育委員会に報告し、連携して対処する。

焼津市立大富中学校 いじめ防止対策年間計画

月	① 組織・連携・研修・評価 等	② 未然防止	③ 早期発見・対応と継続的支援
4	<p>【P】 いじめ対策委員会の設置（常設） 【P】 いじめ問題への職員間の共通理解 【P】 生徒理解研修会の実施 【P】 保護者へいじめ対策について周知 【C】 いじめをなくすアンケート①</p>	<p>学級開き（人間関係づくり・ルールづくり） 縦割り集団による新入生への校歌指導 一学期の目標を通しての自己啓発と集団生活の基本づくり</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒会本部による縦割り活動の推進</p>	<p>【毎月の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換および対応の協議（生徒指導部は毎週1回の実施） ・SSWによる支援 ・PTA あいさつ運動 ・生活ノートなどの点検を通しての情報収集 ・ネットパトロールへの対応《随時》 ・個々のケース会議の実施 ・家庭訪問や三者面談
5	<p>【D】 市生徒指導研修会での情報交換 【D】 職員会議での情報交換 【D】 静岡県生徒指導研究協議会 【C】 いじめをなくすアンケート②</p>		<p>家庭訪問</p>
6	<p>【D】 市生徒指導研修会での情報交換 【D】 大富地区民生児童委員小中連絡会 【D】 職員会議での情報交換 【A】 指導体制等の検証</p>	<p>いじめ防止意識の向上（道徳） 情報モラル教育（技術科） 縦割り集団での長縄大会</p>	
7	<p>【D】 保護司との連絡会 【D】 学校評議員会① 【C】 いじめをなくすアンケート③</p>	<p>1学期の振り返り 夏期休業前指導での啓発</p>	<p>教育相談の実施</p>
8	<p>【D】 小中合同研修会 【A】 生徒指導や規範意識の向上に向けた生徒指導研修会の実施</p>	<p>生徒の実態に合わせた家庭訪問・電話連絡・学習支援</p>	<p>職員、PTA 生活指導部による地域巡回の実施</p>
9	<p>【D】 職員会議での情報交換 【C】 いじめをなくすアンケート④</p>	<p>体育大会とその練習を通して人間関係の深化を図る 2学期の目標を通しての自己啓発</p>	
10	<p>【C】 いじめをなくすアンケート⑤</p>	<p>文化学習発表会を通じた人間関係づくり</p>	
11	<p>【D】 道徳指導研修会への参加 【D】 職員会議での情報交換 【D】 学級懇談会での保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【C】 いじめをなくすアンケート</p>	<p>前期の振り返り 後期の目標を通しての自己啓発 いじめ防止意識の向上（道徳）</p>	
12	<p>【D】 学校評議員会② 【A】 学校評価アンケートを活用し、いじめ防止の指導体制や環境を振り返り取り組みの改善を図る。 【C】 いじめをなくすアンケート⑥</p>	<p>2学期の振り返り 冬期休業前指導での啓発</p>	<p>教育相談の実施</p>
1	<p>【D】 大富地区民生児童委員小中連絡会 【C】 生活向上アンケートの実施④ 【C】 いじめをなくすアンケート⑦</p>	<p>3学期の目標を通しての自己啓発</p>	
2	<p>【C】 いじめをなくすアンケート⑧</p>	<p>新年度の組織づくりのための人間関係の実態把握</p>	
3	<p>【A】 学校関係者評価委員会 【A】 1年間の取り組みの検証と新年度のいじめ防止対策についての検討 【C】 いじめをなくすアンケート⑨</p>	<p>3学期の振り返り 新年度の組織づくりのための人間関係の実態把握 小中連携での情報収集</p>	<p>次年度の支援方法についての職員間の協議</p>